特集

まちづくりの現場から

このコーナーは、上毛町第1次総合計画に掲げられた目標を実現するために、町が取り組んでいる事業のプロセスや課題などを毎月シリーズで紹介するものです。今月は、「男女共同参画に向けた取組」の現場からお届けします。

すべての人が輝くまちを目指して

男女共同参画に関するさまざまな問題

皆さんの身の回りで起きていませんか

町では、「男女がお互いを尊重し、すべての人が輝くまちへ」を基本理念として、平成26年3月に上毛町男女共同参画基本計画を策定しました。

子育て・介護支援の充実や配偶者からの暴力(DV)防止の啓発、男性の家事育児参加への啓発、就労支援など様々な視点から5つの基本目標を定めています。

上毛町男女共同参画基本計画

基本目標

Ⅰ男女共同参画の意識づくり
Ⅱ男女共同参画のまちづくり
Ⅲ男女共同参画の家庭生活づくり
Ⅳ男女がともに働きやすい環境づくり
Ⅴ男女の人権を守る体制づくり

配偶者からの暴力(DV)

近年メディアに取り上げられることも多く、問題意識が高まっており、相談窓口の拡充も図られていますが、未だ配偶者からの暴力の根絶には至っていません。被害者の大半は女性ですが、近年男性が被害に遭うケースも増えています。

家事と仕事の両立

共働きの家庭であっても、女性が家事や育児を中心に行っており、役割分担が上手く行えていない家庭が多いようです。この問題に対し、男女双方の意識を変えることや職場において主に男性の働き方(長時間労働など)の見直しを進めていく事が必要不可欠です。

女性の職業生活

今の日本には、働くことを希望しながらも、育児や介護を理由に働くことができない女性が約300万人いるといわれています。そして、初めての出産により約6割の女性が仕事を辞めている状況です。

母子・父子家庭への支援

母子・父子家庭の多くは家事、育児、仕事、健康などへの不安を抱えています。特に母子家庭では、男女の賃金格差の問題もあり、厳しい経済状況に置かれている方が多いようです。母子・父子家庭への生活支援や就労支援などが求められています。

上毛町男女共同参画基本計画を策定するため、町内在住の20歳以上70歳未満の男女500人を対象に住民意識調査を実施しました。この結果を踏まえ、各種団体と連携し目標達成に向けて取り組んでいきます。

平成24年度住民意識調査結果 (一部抜粋)

「男女共同参画社会」を実現するために、町は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(3つまで選択可)

1	町の審議会委員や管理職など政策決定の場に女性を積極的に登用する	30.5%
2	民間企業・団体などの管理職に女性の登用が進むよう支援する	12.1%
3	子育てや介護中であっても仕事を続けられるよう支援する	55.7%
4	子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する	48.9%
5	保育サービス、介護サービスの充実	48.3%
6	男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することへの意識啓発	21.8%
7	学校、職場、地域などで男女平等についての学習機会の充実	19.5%
8	配偶者に対する暴力根絶のための啓発活動の充実	5.2%
9	相談窓口の整備	9.2%
10	その他	1.7%

約半数の方が3、4、5を選択しています。やはり子育て・介護と仕事の両立問題は、多くの方が日常生活で直面する大きな課題となっているようです。

あなたの年齢は

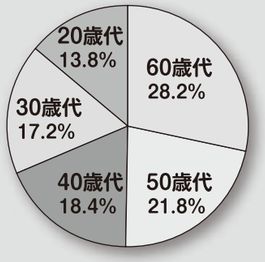

あなたの性別は

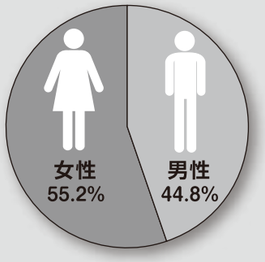

あなたは男女平等や男女共同参画をテーマにする話題にどの程度関心がありますか。

このテーマが日常会話の話題となることはそう多くはないでしょう。そのことを考えると、選択肢1,2を合わせて関心のある方が54%というのは大きな数字に思われます。しかし男女共同参画の推進に関しては、さらに多くの方が関心を持つ事が大切です。

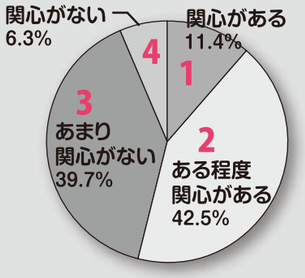

福岡県での取り組み

県では、福岡県男女共同参画センター「あすばる」を平成8年11月に開館しました。「あすばる」では、男女共同参画に関する情報提供や家族、職業、心、体の事などの悩み事相談の受付、男女共同参画社会の実現のための各種講演会などを行っています。悩み事相談では、女性弁護士などが話を聴くこともあります。また、年4回発行の機関誌「あすばるーん」を始め多様なパンフレットを発行し、啓発に努めています。

上毛町での取り組み

●審議会などへの女性の参画推進

町では、平成35年度までに各種審議会や委員会などに女性が占める割合を25%以上とする目標を設置しています。より多くの女性の参画が得られるよう、委員の選出方法などの見直しを図っていきます。

●各種講座の実施

各家庭にてワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できるよう、男性料理教室やパソコン教室などの講座を実施し、男性の家事への参加推進や女性への就労支援を行います。

●各種啓発活動

毎年人権週間(12月4日～10日)期間中に人権講演会を開催しています。昨年は、ダニエル・カール氏をお迎えし「すごく当たり前の男女共同参画論」と題した講演会を開催するなど、様々な人権問題に関する啓発活動に取り組んでいます。

また、「あすばる」と連携し、県内各地で開催される女性の人権問題に関する講演会の広報やPR活動、啓発ポスターや冊子などの掲示を行い啓発に努めています。

◎相談窓口

・女性の人権ホットライン　☎ 0570-070-810
月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

・福岡県女性相談所　☎ 092-711-9874
月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:15

《夜間・休日等》
・福岡県配偶者からの暴力相談電話 ☎ 092-663-8724
月～金(祝日・年末年始を除く) 17:15～24:00
土・日・祝日(年末年始を除く) 9:00～24:00

●問い合わせ先
住民課　生活窓口係 TEL 72-3111(内線145)